

# 初等・中等教育における主権者教育の一試案

## —特に「立憲主義」の概念の定着に関して—

濱川 栄

概要：昨年選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたが，若年層の投票率は相変わらず低い。文科省も主権者教育を重視しているが，若者に限らず，日本人の政治意識は低いままである。その原因の一つに，憲法とは権力者を縛るための法である，とする「立憲主義」の概念が学校教育の場で十分に教えられていない問題がある。実際，従来の学習指導要領にも次期の小・中学校社会科のそれにも「立憲主義」への言及はない。一方，中学校社会科公民的分野の教科書には概ね「立憲主義」の語句が見えるが，その概念が定着する近代までの歴史的経緯を踏まえた記述にはなっておらず，主権者教育の根幹として生徒に理解させられよう状況にはなっていない。主権者教育の深化のためには，初等・中等教育の場において歴史的経緯を十分踏まえた形で「立憲主義」の概念が教えられるべきであり，それは現状の学習指導要領や教科書の下でも十分可能なはずである。(386 字)

キーワード：学習指導要領，主権者教育，立憲主義，歴史的経緯

### 1. はじめに

平成 28 (2016) 年 7 月の参議院議員選挙より 18 歳以上の国民が有権者として投票できるようになった。18 歳に達していれば，高校生でも選挙権を行使できるようになったのである。そのため，全国の高校を中心ににわかに「主権者教育はどうあるべきか」という問題が問われ，さまざまな議論や試みがなされた。そうした様子がマスコミによって盛んに報道されたことは記憶に新しい。

しかし，ふたを開けてみれば，上記の参議院議員選挙における投票率は従来の選挙と大差ない程度にしかならなかった<sup>1</sup>。初めての投票となる 18 歳・19 歳の有権者の投票率も，さすがに 20 代のそれよりは若干高かったが，各高校で懸命に主権者教育が実践された成果という観点から見れば，ほとんど徒労に終わった

---

<sup>1</sup> YOMIURI ONLINE「参院選 2016」によれば，「参院選全体の投票率は 54.70% (選挙区選)。全体の投票率は前回 2013 年参院選を 2.09 ポイント上回ったものの，参院選では過去 4 番目に低かった」とされる。

(<http://www.yomiuri.co.jp/election/sangiin/2016/news/20160711-OYT1T50218.html>, 2017 年 8 月 12 日閲覧)

と言わざるを得ない程度のものでしかなかった<sup>2</sup>。

18歳・19歳が初めて投票するということで世間の関心を集めた国政選挙ですらこのありさまである。その後の地方議会選挙や地方首長選挙での投票率は推して知るべしである。全体の投票率が5割を越えた例は少なく<sup>3</sup>、10代～20代の投票率は3割未満などという、選挙の有効性すら危ぶまれるような事例も少なくない<sup>4</sup>。あらためて、近年の日本における政治的無関心の深刻さに驚かされる。主権者たる国民のわずか3、4割程度の意思しか政治に反映されていないという事実は、まさに民主主義が機能不全に陥った日本の政治状況を物語っている。

この惨状をもたらした責任の一端は、これまでの学校教育、特に社会科系の教科・科目における主権者教育の不十分さにあることは間違いない。端的に言って、日本人の多くは自分たちが「主権者である」という意識をおよそ持っておらず、政治は「誰かえらい連中が勝手にやってくれるもの」という認識しか持っていないのである。そのような国民ばかりを育ててきてしまい、民主主義の危機を招いた責任を、我々学校関係者・教育関係者は猛省する必要がある。特に小・中学校の社会科、高校の公民科・地理歴史科の教員、およびそれら教員を輩出してきた教職課程に属する大学教員は、真剣に状況の改善を考える責務があるだろう。

しかし、そのような問題意識からあらためて現行の初等・中等教育課程の社会科系教科・科目の学習指導要領や教科書を見直すと、主権者教育という点で重大な欠陥があることがわかった。それは、「立憲主義」の概念に関する教育が極めて軽視されている、ということである。その欠陥は、本年（2017年）3月に公示された次期小学校・中学校社会科の学習指導要領においても、なんら改善されていない。今後も10年以上にわたり、我々はこうした欠陥を抱えたまま、学校教育の現場でどうにか主権者教育を実施していかなければならないのである。

本稿は、まず主権者教育の基礎に位置づけられるべき「立憲主義」の概念の重要性を再確認し、次に現行の学習指導要領や各社社会科系教科書において「立憲

---

<sup>2</sup> 同上記事は、「18歳は51.17%、19歳は39.66%で、18歳と19歳を合わせた投票率は45.45%だった。高校などで主権者教育を受ける機会の多い18歳と、大学生や社会人が多い19歳で、差がある傾向が明らかになった。総務省の抽出調査によると、参院選での20歳代の投票率は1992年以降、20～30%台にとどまっている。今回の18、19歳の投票率は、過去の選挙の20歳代よりは高い水準と言える」とする一方、「18歳、19歳の投票率が全体に比べ低い傾向にある」ともしている。

<sup>3</sup> 今年これまでに実施された地方首長選挙の投票率は、岐阜県知事選36.39%、美濃加茂市長選57.10%、千代田区長選53.67%、下関市長選47.09%、千葉県知事選31.18%、秋田県知事選56.83%、秋田市長選51.77%、富山市長選47.84%、松江市長選57.66%、米子市長選46.09%、名古屋市長選36.90%、うるま市長選60.70%、さいたま市長選31.44%、千葉市長選29.07%、静岡県知事選46.44%、兵庫県知事選40.86%、奈良市長選51.01%、仙台市長選44.52%、横浜市長選37.21%である。19選挙中投票率5割以上は7選挙のみで、6割を越えたのは沖縄県うるま市長選のわずか1例のみである。NHK選挙WEB

(<https://www.nhk.or.jp/senkyo/chumoku/>, 2017年8月12日閲覧)より。

<sup>4</sup> 2017年6月25日に行われた静岡県知事選挙における投票率で、世代別で一番低いのは20代で21.7%、10代は23.7%だったが、18歳が34.95%なのに対して19歳は21.10%と2割そこそこにしかなくない（静岡新聞SBS「静岡県知事選2017」[http://www.at-s.com/news/politics/shizuoka/election\\_chiji/](http://www.at-s.com/news/politics/shizuoka/election_chiji/), 2017年8月12日閲覧による）。昨年夏の参院選前に高校で手厚く行われたはずの主権者教育の効果が全く消失していると言わざるを得ない。

主義」の扱いがいかに不十分であるかを指摘し、そのうえで現状の初等・中等教育課程においてどのような主権者教育が実践できるかを模索した一試案である。

## 2. 主権者教育における「立憲主義」の概念の重要性

日本国憲法の三つの柱と言え、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義であることは論を俟たない。特に国民主権は、戦前の大日本帝国憲法（以下、「明治憲法」）が天皇主権を明記していたことと著しい対照をなしている。基本的人権は、明治憲法下でも天皇からの「臣民への恩典」として「法律の定める範囲」である程度認められていたが、やはりそれは「主権が国民に存する」とした現憲法における絶対的尊重とは次元を異にする。国民主権は、悲惨極まりない第二次世界大戦の敗戦を経てようやく手にした国民の大権として重大な意味を持っている。

では、その主権を国民が行使する機会はいつか。それは端的に言って選挙の時のみである。もちろん、明治憲法とは違い、日本国憲法は国民が広範に主権を行使できる機会を設けている。具体的には、明治憲法にはなかった「地方自治」を規定し（第92条～95条）、さらに地方自治法で条例の新設・改廃や、地方公共団体の首長・議員の解職を直接請求できる権利を定めている。こうした手厚い権利の保障は、明治憲法下とは隔世の感がある。しかし、直接請求権が認められているのはあくまでも地方政治の場においてである。国政に関して我々国民が直接的に意思表示ができる機会は選挙しかないのである。ということは、現状のように選挙の際の投票率がよくて6、7割、ひどい場合は3、4割程度などという状況は文字通り「民主主義の危機」であり、その改善のためにあらゆる手段を講じなければならない局面に至っていると言える。その手段の一つとして、極めて重い責任を担っているのが初等・中等教育における社会科系の授業なのである。

ところが、従来の社会科系授業における主権者教育は、（個々の教員の授業展開上の工夫を脇に置き）学習指導要領やそれに準拠して作られている教科書の記述内容についてだけ見れば（言い換えれば、授業を実施するための基本的教育素材がどうであるかという観点だけから見れば）、まことに粗末と言わざるを得ない状況にある。批判しなければならない点は多々あるが、本稿では「立憲主義」という用語と概念に絞って考察することにしたい。

「立憲主義」という言葉は、2015年に大きな脚光を浴びた。集団的自衛権の行使容認という内閣法制局の新たな憲法解釈を根拠にして成立したいいわゆる新安法法制の成立過程において、各地でのさまざまな議論を通じて「このような憲法解釈自体が立憲主義に反する」という批判の声があちこちから挙がったことによる。この時、総理大臣補佐官であり、かつて自由民主党憲法改正推進本部副本部長でもあった磯崎陽輔議員が2012年当時「立憲主義などという言葉は教わったことがない」という発言をした<sup>5</sup>ことが蒸し返され、各方面から失笑を買うとともに、

---

<sup>5</sup> 2012年に投稿されたツイッター上での発言。その原文は現在でもインターネット上に公開されている。以下がその文章。

「時々、憲法改正草案に対して、「立憲主義」を理解していないという意味不明の批判を頂きます。この言葉は、Wikipediaにも載っていますが、学生時代の憲法講義では聴いたこと

「この程度の認識の人物が新安保法制成立や改憲を押し進めているのか」という背筋が寒くなるような不安感を国民に抱かせることになったのである。

磯崎氏は、東京大学法学部、つまり日本の大学の最高峰である東大の、文系法学部の最高峰とされる法学部の出身である。その人物がまさか「立憲主義」という概念を知らない、などということは通常では考えられないことであろう。

しかし、私はこの問題の本質は、磯崎氏個人の「不勉強」にあるのではなく、磯崎氏に「立憲主義」を教えなかった（実際はもちろん教えていたようだが）東大法学部の授業のあり方・同学部の教員の資質にあるのではないと考える。一番の問題は、我々国民のほとんどが「立憲主義」という言葉、および概念を、2015年の新安保法制成立過程での激論の中でクローズアップされるまで全く知らなかった、あるいは教わっていたはずなのに忘れていた、ということにある。

何を隠そう恥ずかしながら、私自身が「立憲主義」という言葉自体は知っていたものの、その意味をほとんど理解していなかったのである。せいぜい「国家の政治は基本法たる憲法に基づいて行われなければならない」という程度の、あえて言えば広義の意味でしか「立憲主義」を理解していなかった。この程度の認識で、私は10数年間高校で世界史を教え（世界史の授業で「立憲主義」という言葉を扱う機会はほとんどなかったが）、本学に赴任してからもいくつかの授業で「立憲主義」について言及してきたのである。その意味では私はなんら磯崎氏を批判できる立場にはないし、もちろん東大法学部を批判できる立場にもない。

しかし、開き直るわけではないが、それでは日本国民のうちいったい何割の人間が「立憲主義」を正しく理解してきたであろうか。法学部出身者でさえ必ずしも多くはないのではなからうか（そのような「自信」があったからこそ磯崎氏も「立憲主義など教わってない」という発言を率直にしたのであろう）。そうであるならば、「立憲主義」はほぼ全く日本社会に定着していない言葉であり、概念であった、と言わざるを得ないであろう。実はこのこと自体が、日本人の政治意識の低さ、政治的無関心の根幹に関わる大問題なのである。

「立憲主義」とは、憲法を「いかなる権力も侵害・撤廃できない国民の永久の権利を保障する法」とし、そうした「憲法に則る政治を是とする」概念である。言い換えれば、「憲法とは権力者を縛るための法である」とする概念である。刑法・民法その他の一般の法が、往々にして国民の自由を制限し、その行動にタガをはめるものであるのに対し、憲法は国民の自由や権利行使を保障するために権力者の側の行動にタガをはめるものである、という考え方である。字面から容易に想定できる「国家の政治は基本法たる憲法に基づいて行われなければならない」という意味が広義の「立憲主義」であるとすれば、「憲法は権力者の行動を規制する法である」というのは狭義の「立憲主義」と言えるかもしれない。

無謀で非人道的な帝国主義の道を邁進した挙句、悲惨な敗戦により新たな国づ

---

がありません。昔からある学説なのでしょうか。22:47 - 2012年5月27日」

([https://twitter.com/isozaki\\_yousuke/status/206985016130023424](https://twitter.com/isozaki_yousuke/status/206985016130023424), 2017年8月21日閲覧)

くりを余儀なくされた日本にとって、日本国憲法こそが拠るべき民主主義の道標であったことは紛れもない事実である。仮にその内容に不備や齟齬や時代の変化に適応しきれない部分があり、改憲が不可避であるとしても、全ての公務員に憲法の遵守が義務付けられている（憲法第 99 条）以上、現行の国家権力（特に行政府）がそれを積極的に推進することは直ちに「立憲主義」の無効化をたくらむ権力の暴走を疑わしめないではおかないことは、火を見るよりも明らかである。ところが、それほどまでに明らかでないことが、多くの国民にとってはほとんど懸念材料になっていないようなのである。こうした現状自体がこれまでの主権者教育の失敗を如実に物語っているのであり、その責はもちろん全ての教員にも問われるべきではあるが、なによりもまず戦後日本の学校教育を指導監督してきた文部科学省に問われるべきであり、端的にはその文科省が法律に準ずる強制力のある規定として告示してきた学習指導要領に、さらにその学習指導要領に準拠して作りつけられてきた各社の教科書に問われるべきであろう。

### 3. 初等・中等教育社会科・地歴科・公民科学習指導要領の欠陥

それでは、学習指導要領において「立憲主義」はどのように扱われているのか。実は、これまでの初等・中等教育の社会科・地歴科・公民科の学習指導要領には、「立憲主義」という語句は一度も記されたことがない。また、「憲法とは、権力の濫用を制限し、国民の犯されざるべき権利を保障した法である」という主旨の文言も全く記されたことはない。

それは、次期学習指導要領においても同じである。しかし、類似の用語である「法の支配」が次期中学校社会科公民的分野の学習指導要領に見える点は注目される<sup>6</sup>。この語句は、現行以前の学習指導要領では高校社会科・公民科の政治・経済や現代社会に見えるものの、中学校社会科では昭和 44（1969）年度改訂（昭和 47〔1972〕年施行）の学習指導要領公民的分野にしか見えない<sup>7</sup>。したがって、次期中学校社会科公民的分野の学習指導要領で実に約 50 年ぶりに復活することになる。周知のごとく「法の支配」とは、権力者が恣意的に定めた法や命令に国民が従わされる状態（いわゆる「人の支配」）ではなく、国民の代表から成る議会在法を定め、その法に権力者も拘束される、という統治体制を指す。

しかし、「法の支配」という用語は「立憲主義」と必ずしも同義にはならない。「法の支配」はもちろん「立憲主義」を包含する概念ではあるが、そこで言う「法」は憲法と他の一般法を区別しておらず、「権力者を縛るための法」という憲法の独自の意味合いは見いだせない。つまり、「法の支配」だけでは、「なぜ憲法が必要なのか、憲法は他の法律と何が異なるのか」という点が説明できないのである。

それでは、学習指導要領の文言を詳細に説明した学習指導要領解説についてはどうだろうか。現行以前のそれにも次期学習指導要領の解説にも、やはり「立憲主義」は見えない。中学校の次期学習指導要領解説（社会編）では、「日本国憲法

<sup>6</sup> 「個人の尊重と法の支配」という文言が 2カ所に出てくる。

<sup>7</sup> 過去の学習指導要領は「学習指導要領データベース」（国立教育研究所）を参照（<https://www.nier.go.jp/guideline/>、2017年8月21日閲覧）。

が最高法規であることや、日本国憲法に基づく政治によって、国民の自由と権利が守られ、民主的な政治が行われるということについて多面的・多角的に考察し、表現できるようにすること」<sup>8</sup>とし、憲法が他の一般の法令とは別格であることは述べているが、「権力者を縛る」という特質については全く触れていない。

こうした状況は不可解としか言いようがない。天皇主権を明示し、国民を「臣民」と位置付けた明治憲法の施政下ならば、話はわかる。明治憲法（及びその制定者側）が「立憲主義」を忌避するのは当然だからである。しかし、いやしくも国民主権を明示し、基本的人権の尊重もうたった日本国憲法が「立憲主義」に基づくことは自明であるし、国家権力の無謀な暴走がもたらした悲惨な敗戦を経て制定されたものである以上、憲法の最も特筆されるべき性質が「立憲主義」であることは真っ先に説かれなければならないはずである。端的に言って、文部科学省、及びその背後に控える政府は、学習指導要領の策定において戦後一貫して「立憲主義」の用語や概念を周到に避けてきたように思われてならない。憲法と一般の法との違いを「憲法が最高法規」と記すことでしか表そうとしないその姿勢は、ほとんど明治憲法施政下の意識と変わっていない。文科省や政府は、国民に「立憲主義」という概念を知らしめたくないと考えているとしか思えないのである。

ところが、一方で興味深い現象が生じている。現行の中学校の社会科公民的分野の教科書のほとんどに「立憲主義」が見えるのである。例えば、東京書籍『新編 新しい社会 公民』（平成 27〔2015〕年検定済）には以下のようにある。

国の政治権力は強大で、国民の自由をしぼることができます。そこで、この政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法によって政治権力を制限するという考えが生まれました。これを立憲主義といいます。

その他の出版社の教科書も、表現はそれぞれ異なるもののおおむね「権力者を縛る法」という狭義の「立憲主義」について明示している<sup>9</sup>。学習指導要領には全く見えない「立憲主義」について、このように多くの教科書が言及し、それを文科省が容認しているのはなぜか。残念ながらその理由はわからない。ともかく文科省の姿勢は、各教科書が「立憲主義」に言及することは容認するが、学習指導要領で積極的に教育課程に位置づけることには及び腰、というもののよう感じられる。

それでは、中学校社会科公民的分野の教科書に「立憲主義」が採りあげられているから、それで主権者教育は十分になされていると言えるのか。もちろん、否である。なぜなら、「立憲主義」の用語は、中学校社会科公民的分野の教科書には

---

<sup>8</sup> 文部科学省 HP に見える次期中学校学習指導要領解説（社会編）p144～p145 参照。

<sup>9</sup> ただし「新しい歴史教科書をつくる会」の系統を引く自由社や育鵬社の教科書は「憲法という国家の最も重要な決まりによって国家を運営すること」「憲法にのっとって国を運営していくこと」という広義の意味でしか「立憲主義」を採りあげていない。また、平成 17(2005)年検定以前の中学校公民的分野の教科書には「立憲主義」が見えないものが多くなり、平成 8(1996)年検定以前のものには（同年検定済の大阪書籍の教科書を除き）全く見えなくなる。

見られるものの、小学校社会科の教科書にはもちろん、驚くべきことに高校の公民科の教科書にもほとんど見えないからである<sup>10</sup>。もちろん、中学校社会科地理的分野・歴史的分野の教科書や、高校地歴科の教科書（地理・日本史・世界史）にもない。つまり、「立憲主義」についての教育は、初等・中等教育計12年間のうち、中学校社会科公民的分野で一瞬行われるに過ぎないのである。

しかも、その一瞬行われる教育において、「立憲主義」が長い歴史的経緯を経て徐々に形成されてきた、という極めて重要な点が十分説明されているとは到底思えない。上述の東京書籍『新編 新しい社会 公民』の記述でも、「立憲主義」がどのような歴史的経緯から生まれてきた概念であるかは全くわからない。確かにいつの時代・どこの地域でも「国の政治権力は強大で、国民の自由をしぼることができ」たであろう。しかし、そのことをいつの時代・どこの地域でも人々が理不尽と感じ、そうした権力の横暴を制限するために自然に憲法を生み出したわけではない。江戸時代以前の日本人が、朝廷や幕府の圧政にあらがって自ら憲法を生み出した事実はあるか。王朝時代の中国民衆が自ら憲法を生み出した事実はあるか。そんな事実はないのである。そうである以上、東京書籍版教科書の「政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法によって政治権力を制限するという考えが生まれました」という、あたかも地球上のどこにおいても自然発生的に「立憲主義」が生まれたかのような表現は、極めて外在的なものでしかない。もちろん東京書籍だけを非難するつもりはない。他の出版社の教科書はもっと不十分な表記に留まっている。この程度の説明で「立憲主義」の重要性を中学生に理解させられるはずはないのである。ところが、高校の政治・経済の教科書にはもう「立憲主義」は見えなくなる。中学校で履修済みだから不必要、というスタンスなのであろう。あるいは「立憲主義」にはなるべく触れて欲しくない、という文科省（と政府）の本音の表れなのだろうか。いずれにしろ、このような有様では十分な主権者教育などできるはずがない。

#### 4. 現状の初等・中等教育課程で実践できる主権者教育の可能性

「立憲主義」はどのような歴史的経緯から生まれてきたのか。それは言うまでもなく、ヨーロッパから、より具体的にはイギリス（イングランド王国）の中世以来の歴史の中から生まれてきた概念である。その発端は、フランス王との領土争い、ローマ教皇との聖職者任免をめぐる争いなどで国内の貴族たちから不興を買った時のイギリス王ジョンが、ついに貴族たちから「納税者（つまり貴族）の承認を得ていない課税や、依拠する法のない不当逮捕を拒否する権利」の保障を求められ、渋々それを認めた「マグナ・カルタ」（大憲章、1215年調印）にあった。しかしこの、不当課税・不当逮捕を拒否できる権利、という今日の我々の目から見ればあまりに微々たる権利でさえ、国民全体から見ればごくわずかの貴族

---

<sup>10</sup> 現代社会では複数の教科書に見えるが、政治・経済の教科書では管見の限りでは山川出版社『東学版政治・経済』（平成15〔2003〕年検定済）に見えるだけである。中学校社会科公民的分野の教科書に比して、高校公民科教科書における「立憲主義」の扱いは「軽い」と言わざるを得ない。

にだけ許されたものであり、またそれすらその後の王たちに無視され、否定され、その都度貴族や聖職者・大商人からなる議会を通じて何度も繰り返し再保障が求められ（17世紀に相次いだ「権利の請願」、「権利の宣言」、「権利の章典」は、要はマグナ・カルタの再承認であった）、17世紀末以降ようやく貴族・聖職者・大商人だけでなく、徐々に有産階級から低所得層まで、つまり本来の意味での「国民」にまで保障された権利となり、「立憲主義」が常識となっていったのである。このように、「立憲主義」とはイギリスにおいて約500年に及ぶ長い抗争を経て慣習として定着した概念であった。その成果をアメリカ独立革命やフランス革命が導入しようとした際、「慣習」という漠然としたものでは心もとないため、明確な成文憲法という形を採った。これが近代以降の「憲法」なのである。「立憲主義」の理解には、こうした歴史的経緯の説明が必要不可欠なのである。

もちろん、この程度の雑駁な歴史的経緯の説明では不十分な部分も多々ある。しかし、西洋史を学ぶ機会が絶望的に少ない中学生にはこれ以上詳細な歴史的経緯の説明は時間的に不可能であろうし、高校生でも、世界史を大学受験科目としていない生徒にとってはこれ以上詳しい歴史的経緯を理解するのは難しいであろう。とにかく、「立憲主義」とはイギリスにおいて500年に及ぶ権力者との抗争を経てようやく定着した概念であり、世界中のどこでも放っておけば自然に生まれた、というようなものではない、ということと、その概念が近代の帝国主義時代以降、欧米列強諸国による暴力と圧政を通じて全世界に広められたことは、特に強く教えられるべきである。今日、日本国憲法によって我々に保障されている国民主権・基本的人権の尊重・平和主義も、長い苦難の歴史を経て普遍的理念となった「立憲主義」を前提にして初めて成り立つものである。主権者教育のイロハのイとして「立憲主義」の大切さ、それが定着するまでの長い歴史的経緯を知ることの重要性は、いくら強調しても足りない。

そのためには、現状のように中学校社会科公民的分野で、ほんのわずかの時間を割いて教える程度では全く不十分である。やはり、初等・中等教育課程の全体を通じて、繰り返し何度も教えられるべきだと思われる。小学校の社会科でも当然扱うべきである。その際、「昔、イギリスで、王でも政府でも絶対に犯してはならない国民の権利を500年もかけてようやく王や政府に認めさせたもの、それが『立憲主義』です」という最低限の歴史的経緯は踏まえたい。民主政治は主権者たる国民が選挙を通じて自分たちで選んだ為政者に権力を委ね、その統治を受け入れるという仕組みであるが、その点だけを教えている現状の小学校社会科教育では、為政者が権力を濫用する危険性についての意識を醸成する機会がない。そんなことを小学生に教えるのは早すぎる、という声もあるかもしれないが、小学生も高学年にもなれば、日々刻々流れるニュースや報道を通じて、世界中の権力者がいかに理不尽な権力の行使を行なっているかを十分感じ取ることができる。どうしてかくも世界の政治家は多くの人々の願いからかけ離れた政治しかできないのか、という根源的矛盾を、むしろ純粋な小学生たちであればあるほど鋭敏に感じ取っているようにさえ思われる。その際、我々国民が自ら選んだ為政者の横暴にはただひたすら従うしかないのだ、という観念を持たせるか、いや、我々国

民はそのような為政者の横暴から憲法によって最終的に守られているのだ、という観念を持たせるか、そのどちらを採るかによって国民の政治意識は雲泥の違いを示すものと推測される。

小学校、中学校、そして高校という初等・中等教育全課程を通じて、繰り返し繰り返し「立憲主義」を教えることは、現状の学習指導要領においても十分可能である。そもそも学習指導要領にも解説にも全く見えない「立憲主義」の用語を、ほとんどの中学校社会科公民的分野の教科書が採録しているということは、裏返せばそれは小学校社会科や高校地歴科・公民科でも授業で採りあげてなんら不都合はない、ということになる。真の主権者教育とは、何よりも国の基本法であり、最高法規である憲法が、何よりも為政者の権力濫用を縛り、我々国民の権利を守るための法規であり、「我々国民の最後の砦」であることを十分理解させることから始まるのである。

## 5. おわりに

2017年3月に公示された次期中学校社会科学学習指導要領には、主権者教育に関わる点でいくつか注目すべき変更が加えられている。まず、歴史的分野の「B 近世までの日本とアジア」の「(1) 古代までの日本」についての「内容の取扱い」に、

ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。

という一文が新たに設けられた（傍線濱川。以下、同じ）。この一文に関して次期学習指導要領解説は、

ギリシャ・ローマの文明については、事象を精選し、民主政や共和政など政治制度を中心に扱うようにする。その際、当時の政治制度について、現代につながる面と現代の民主主義とは異なる面の両面を踏まえて理解できるようにするなど主権者の育成の観点にも留意する。

としている。また、「C 近現代の日本と世界」の「(1) 近代の日本と世界」についての「内容の取扱い」には、

「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどに関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと。

という一文が新設され、さらにそれについての学習指導要領解説には、

市民革命については、(中略) 政治的な対立と混乱、そこで生じた犠牲などを

経て近代民主政治への動きが生まれたことに気付くことができるようにする。

と見える。こうした文言は、従来あまりにも日本史的内容に偏りすぎていた中学校社会科歴史的分野<sup>11</sup>に意図的に世界史的内容を増やそうとする意思の表れとみなせる。そして、その目的が、「主権者の育成」にあることも明らかであろう。明らかに文科省も、主権者教育の充実には民主政治が確立されるまでの歴史的経緯の知識が不可欠であることに気付いたようである。

しかし、ここにはやはり「立憲主義」の概念を重視する姿勢は見えてこない。2017年度中には公表されるはずの次期高校地歴科・公民科学習指導要領でも、その点はほとんど期待できそうもない。しかし、仮にそうなったとしても、主権者教育が今後の初等・中等教育課程の社会科系教科の重要な柱となる流れは変わることはないはずである。そうである以上、主権者教育の基礎となる「立憲主義」教育は、文科省や政府の及び腰の姿勢を付度することなく、強力に推し進めていくべきことは言を俟たないはずである。

## 参考文献

YOMIURI ONLINE「参院選 2016」

(<http://www.yomiuri.co.jp/election/sangiin/2016/news/20160711-OYT1T50218.html>)

NHK 選挙 WEB (<https://www.nhk.or.jp/senkyo/chumoku/>)

静岡新聞 SBS「静岡県知事選 2017」

([http://www.at-s.com/news/politics/shizuoka/election\\_chiji/](http://www.at-s.com/news/politics/shizuoka/election_chiji/))

磯崎陽輔議員の Twitter 上の 2012 年 5 月 27 日の書き込み

([https://twitter.com/isozaki\\_yousuke/status/206985016130023424](https://twitter.com/isozaki_yousuke/status/206985016130023424))

現行小学校社会科学習指導要領・同解説

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/1304417.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1304417.htm))

現行中学校社会科学習指導要領・同解説

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/1304424.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1304424.htm))

現行高校地歴科・公民科学習指導要領・同解説

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/1304427.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1304427.htm))

次期小学校・中学校社会科学習指導要領・同解説

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm))

国立教育研究所「学習指導要領データベース」(<https://www.nier.go.jp/guideline/>)

各社小学校・中学校社会科，高校地歴科・公民科教科書

池田航・濱川栄「中学校及び高等学校における世界史の取り扱いについて」

(『常葉初等教育研究』1，2016年3月)

---

<sup>11</sup> 池田航・濱川栄「中学校及び高等学校における世界史の取り扱いについて」(『常葉初等教育研究』1，2016年3月)参照。